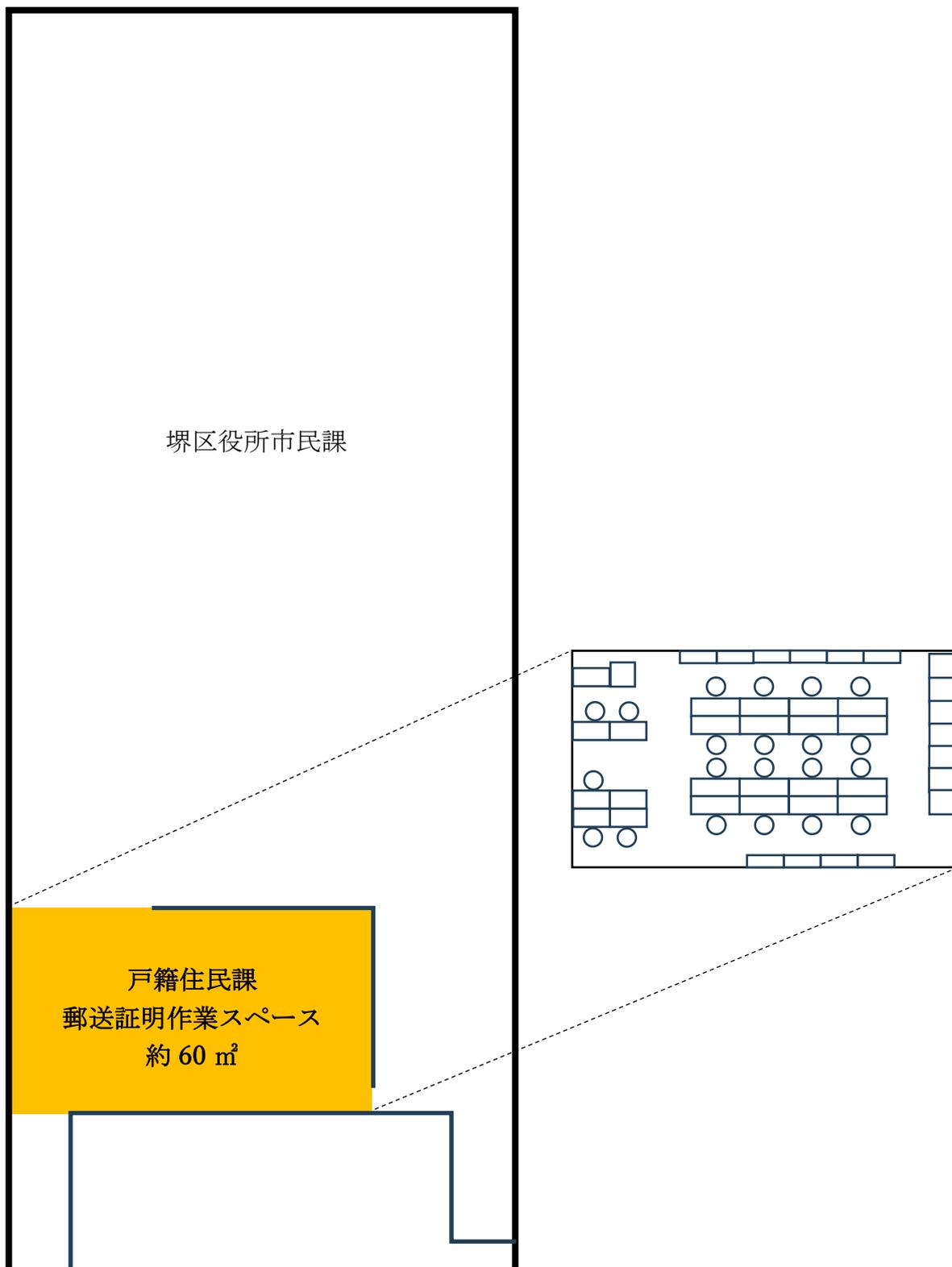


別紙1 郵送証明作業スペース



別紙2 業務の対象となる主な証明書

	名 称	手数料
住民票 関係	住民票の写し	300 円
	住民基本台帳記載事項証明書	300 円
	不在住証明等	300 円
戸籍 関係	戸籍の附票の写し	300 円
	戸籍謄本（全部事項証明書）	450 円
	戸籍抄本（個人事項証明書）	450 円
	除籍（改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）	750 円
	除籍（改製原戸籍）抄本（個人事項証明書）	750 円
	戸籍受理証明書等	350 円
	身元証明書（成年被後見・破産）	600 円
	身元証明書（成年被後見）	300 円
	身元証明書（破産）	300 円
	独身証明書	300 円
	不在籍証明等	300 円
税務 関係	市民税・府民税・森林環境税（所得・課税）証明書	300 円
	納税証明書	300 円
	固定資産評価（公課）証明書（土地・家屋）	300 円
	固定資産評価（公課）証明書（償却資産）	300 円
	軽自動車税納税証明書（継続検査用）	無料
諸証明	町名不存在証明書	300 円／無料
	堺市編入・町名地番変更証明書	無料
	住居表示・住所変更証明書	無料
	本籍変更証明書	無料
	行政区設置証明書等（美原町合併行政区画変更証明書を含む）	無料

別紙3 業務量実績

有料分

年月	住民票関係				戸籍附票関係			税証明関係				諸証明	
	総数		うち大量分		件数	戸籍	附票	件数	課税 通数	評価 通数	納税 通数	件数	通数
	件数	通数	件数	通数									
R6年4月	1,664	2,489	3	175	1,599	2,260	805	427	132	924	54	137	232
R6年5月	1,918	2,928	4	152	1,676	2,296	770	253	94	474	42	149	228
R6年6月	1,730	3,184	5	599	1,624	2,271	824	301	212	287	76	148	269
R6年7月	1,900	3,739	3	172	1,633	2,283	848	250	133	275	39	131	215
R6年8月	1,646	3,676	11	1,478	1,327	1,810	683	218	145	197	40	115	181
R6年9月	1,627	2,908	5	705	1,456	2,012	714	242	143	278	52	125	179
R6年10月	1,662	2,453	4	205	1,571	2,222	800	248	130	306	60	139	212
R6年11月	1,862	2,694	4	247	1,422	1,984	709	202	122	240	54	100	168
R6年12月	1,583	2,623	7	415	1,317	1,852	717	199	95	258	71	119	193
R7年1月	1,817	2,829	7	434	1,282	1,749	641	211	122	228	60	121	210
R7年2月	1,729	2,325	2	146	1,276	1,889	656	227	133	244	71	150	299
R7年3月	1,787	3,407	7	886	1,489	2,190	750	206	161	216	81	137	291
R7年4月	1,771	2,415	2	250	1,624	2,139	803	372	129	729	46	150	323
R7年5月	1,937	2,821	4	609	1,387	1,906	698	240	110	350	50	129	246
R7年6月	1,932	3,900	6	1,624	1,567	2,186	756	291	194	327	70	139	285

※大量分は1度の請求で50件を超えるもの。請求件数で計上しており、発行通数とは一致しない。

公用／無手数料分

年月	住民票関係				戸籍附票関係			税証明関係		
	総数		うち大量分		件数	戸籍	附票	件数	課税 通数	評価 通数
	件数	通数	件数	通数						
R6年4月	376	683	2	167	1,415	2,143	1,170	0	0	0
R6年5月	508	1,164	2	212	1,588	2,410	1,293	0	0	0
R6年6月	396	969	4	323	1,621	2,463	1,300	7	60	2
R6年7月	805	1,791	2	217	1,803	2,744	1,428	15	1,276	0
R6年8月	645	1,262	6	305	1,880	2,860	1,487	10	27	0
R6年9月	720	1,765	10	410	1,524	2,307	1,275	6	13	0
R6年10月	275	568	2	100	1,648	2,494	1,378	2	2	0
R6年11月	831	1,834	10	423	1,830	2,782	1,468	4	6	1

R6年12月	457	1,023	2	68	1,657	2,527	1,283	5	5	0
R7年1月	546	1,049	2	131	1,487	2,248	1,259	1	1	0
R7年2月	370	927	4	402	1,141	1,714	1,031	2	2	0
R7年3月	620	1,319	3	247	1,341	2,019	1,180	1	1	0
R7年4月	334	781	4	336	1,049	1,580	916	1	0	6
R7年5月	648	1,454	9	399	1,220	1,820	1,166	2	2	0
R7年6月	660	1,444	6	351	1,453	2,187	1,284	15	1,225	0

※大量分は1度の請求で50件を超えるもの。請求件数で計上しており、発行通数とは一致しない。

請求者別

年月	戸籍			住民票			税			附票			諸証明		
	個人	法人	八業士	個人	法人	八業士	個人	法人	八業士	個人	法人	八業士	個人	法人	八業士
R6年4月	146	52	1,197	53	1,198	413	117	92	218	38	34	132	84	3	50
R6年5月	148	81	1,239	37	1,419	462	86	45	122	32	36	140	84	5	60
R6年6月	143	50	1,219	35	1,313	382	127	49	125	30	40	142	90	6	52
R6年7月	139	68	1,190	45	1,408	447	108	35	107	36	25	175	60	5	66
R6年8月	106	75	954	30	1,263	353	104	41	73	25	28	139	63	3	49
R6年9月	100	63	1,082	46	1,153	428	114	42	86	29	23	159	77	3	45
R6年10月	126	96	1,141	51	1,168	443	106	37	105	21	21	166	76	7	56
R6年11月	117	91	1,027	30	1,454	378	81	29	92	26	28	133	50	3	47
R6年12月	94	91	946	32	1,175	376	78	44	77	23	24	139	74	7	38
R7年1月	101	86	906	39	1,402	376	89	37	85	32	31	126	61	4	56
R7年2月	96	71	934	41	1,290	398	106	33	88	34	19	122	79	6	65
R7年3月	98	87	1,095	52	1,244	491	108	25	73	28	24	157	61	8	68
R7年4月	107	82	1,214	49	1,260	462	112	79	181	35	38	148	79	8	63
R7年5月	110	81	993	40	1,459	438	101	28	111	30	23	150	75	3	51
R7年6月	91	82	1,179	54	1,363	515	137	46	108	34	27	154	64	4	71

電子申請分

年月	住居表示関係	住民票記載事項証明	身元証明	独身証明
R6年4月	0	0		
R6年5月	0	0	0	0
R6年6月	0	0	2	0
R6年7月	0	1	0	0
R6年8月	0	0	16	3

R6年9月	0	0	9	9
R6年10月	0	1	27	4
R6年11月	0	0	12	5
R6年12月	0	0	14	3
R7年1月	0	0	45	11
R7年2月	2	0	24	7
R7年3月	0	1	48	5
R7年4月	0	0	20	3
R7年5月	0	0	18	12
R7年6月	0	0	28	8

(備考)

仕様書7-(1)に記載の廃棄済のお知らせ等については上記の件数には含まず。これらの発行実績は月20件程度。

電話対応

年月	受信	発信
R6年4月	644	570
R6年5月	513	507
R6年6月	518	474
R6年7月	574	598
R6年8月	485	496
R6年9月	530	499
R6年10月	523	508
R6年11月	418	429
R6年12月	423	419
R7年1月	459	493
R7年2月	485	457
R7年3月	508	535
R7年4月	575	509
R7年5月	524	444
R7年6月	495	557

※専用電話番号(072-228-7048)での件数。受信については、この他に本庁舎代表電話番号や戸籍住民課(072-228-7739)あての電話が転送されたものへの対応も行っている。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第 8 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第 8 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が (1) に定める報告及び届け出又は (2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。